

公金徴収（私債権等）事務研修

【合同研修】

目的	強制徴収ができない各種使用料・手数料等（公営住宅家賃や水道料金、給食費等）の債権についての法律関係、支払督促の申し立てや、強制執行等の裁判所の関与が必要な公金徴収の具体的な進め方等の基礎知識を習得する。			
内容	講師（弁護士）による、各項目の概要説明や法的根拠、判例と照らし合わせながらの解説及び演習問題での事例検証等（テキストや資料集の内容が充実しており、研修後に職場での参考資料としても活用できる）			
実施年月日	令和4年11月24日（木）～25日（金）	定員	50名（市町村職員38名 県職員12名）	
対象者	（市町村） 受講を希望する職員 （県） 受講を希望する職員			
実施場所	大分県自治人材育成センター			
推薦期限	令和4年10月14日（金）	《第13回》	経費内訳	P138参照
指定ホテル	—	その他留意事項	—	
研修講師 （プロフィール）	<p>【一般社団法人 日本経営協会 行政管理講座講師（弁護士） 伊藤 義文（いとう よしふみ）氏】 伊藤総合法律事務所 弁護士 一般社団法人 日本経営協会 行政管理講座 講師</p> <p>平成 8年 3月 京大法学部卒 平成 8年 4月 千葉県庁入庁 千葉県葛飾支所税務課（現：松戸県税事務所）勤務 平成11年 3月 千葉県庁退職 平成11年 4月 第53期司法修習生 平成12年10月 弁護士登録 千葉総合法律事務所勤務 平成15年 3月 真田・伊藤総合法律事務所勤務 平成20年 3月 伊藤総合法律事務所設立 現在に至る</p>			
受講者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な事例を交えて説明して下さり、非常に分かりやすかった。テキストの至る個所に参考条文や判例について記載があり見直しの際にも参考になる。 ・講師が元自治体職員だったので自分たちに通じる部分があり良かった。 ・専門性が高く、時効の考え方や運用について学べた。全体を通じて実務に活かしたいと感じた。 ・長期滞納者の取扱いについて、活用できると考える。 ・弁護士としての専門性を活かした実践的な実務で役立つ講義だった。業務で対応を模索していた事例についても質問でき大変参考になった。 			
備考				

時間割										
	8:50	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
1日目		受付	オリエンテーション	1. 債権総論、公債権と私債権 強制徴収公債権と非強制 徴収公債権の区分	昼食		2. 地方自治法上の債権回収手続 3. 債権回収にあたっての裁判所の利用等			
2日目		受付	3. 債権回収にあたっての裁判所の 利用等（事例演習を含む）	昼食		4. 倒産手続と債権管理 5. 時効管理 6. 債権放棄・不納欠損		アンケート・ 閉講		
	8:45	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00

※上記内容は、研修実施時に変更されることがありますので、予めご了承ください。